

令和6年度 償却資産申告のしおり

日頃より本町の税務行政に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

固定資産税は土地・家屋のほか、事業用の償却資産についても課税されます。償却資産は地方税法第383条により申告制度がとられており、毎年1月1日現在の償却資産の状況について申告していただく必要があります。

つきましては、このしおりを参照し、償却資産申告書に必要事項を記入のうえ提出していただきますようお願いいたします。

目次

1. 償却資産について	2 ページ
2. 申告手順・記入方法	7 ページ
3. 固定資産税（償却資産）の税額算出について	12 ページ
4. その他	14 ページ

提出期間：令和6年1月4日（木）～令和6年1月31日（水）

【申告書の提出先及び問い合わせ先】

〒082-8651

河西郡芽室町東2条2丁目14番地

芽室町役場 住民税務課 資産税係 （役場庁舎1階 0番窓口）

電話 0155-62-9722

受付時間 午前8時45分から午後5時30分

1. 償却資産について

(1) 償却資産について

法人や個人が所有している事業の用に供することができる資産（償却資産）は、一定の要件を満たす資産を除き、毎年1月1日現在、その資産が所在する市町村において、固定資産税の課税対象となります。

これらの課税対象となる償却資産については、その資産の所有者が毎年1月31日（土曜日・日曜日・祝日に当たる場合はその翌開庁日）までに資産が所在する市町村に申告しなければなりません。市町村では当該資産の課税標準額を算出し、土地・家屋の課税標準額と合算の上、固定資産税を課税します。

(2) 固定資産税の対象となる償却資産について

固定資産税における償却資産とは、下記の要件に該当するものですが、家庭で利用する非事業用資産や商品・仕掛品等は対象とはなりません。

- ①土地及び家屋以外で、事業の用に供することができる資産（遊休・未稼働状態であっても使用できる状態であれば対象となります。）であること。
- ②その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの（法人税または所得税を課されない者が所有するものを含みます。）であること。（ただし、少額資産については、対象とならないものもあります。（11）を参照してください。）
- ③鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと。
- ④自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの。詳しくは（12）を参照してください。

(3) 償却資産における資産の種類と主な資産の事例について

資産の種類		主な償却資産の例示（課税の対象となるもののうちの一部です。）
第1種	構築物	受変電設備、広告塔、路面舗装（アスファルト等）、街路灯、屋外給排水設備、独立キャノピー、暗渠等
	建物付属設備	建築設備、内部造作設備等 （詳しい内容については、3ページの次項（4）を参照ください。）
第2種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、農業用機械、太陽光発電機（事業用のもの）
第3種	船舶	漁船、油そう船、帆船、ボート等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（フォークリフト等）、動力運搬車
第6種	工具、器具及び備品	パソコン、複写機器、理美容機器、各種医療機器、陳列棚、冷暖房機器、冷凍庫、冷蔵庫、自動販売機、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、音響機器、ストーブ、金銭登録機、ピアノ、その他の楽器、娯楽スポーツ器具、看板、ネオンサイン、その他の備品

(4) 建築設備における家屋と償却資産の区分について

自己所有の家屋（建物）に取り付けられている電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備については、原則として家屋の固定資産税になりますが、事業用のもので次の場合は、償却資産の申告対象になります。

①特定の生産または業務の用に供されるもの

（例）工場における動力配線設備等の電気設備、冷凍倉庫における冷凍設備、業務用リフト

②独立した機械及び装置等としての性格の強いもの

（例）自家発電設備、受変電設備、中央監視制御装置、LAN設備

③構造的に家屋と一体となっていないもの（取り外しが容易な設備、屋外に設置された設備等）

（例）壁掛式ルームエアコン、設置式ストーブ、壁掛式湯沸かし器、電話機（配線除く）、消火器、消火栓設備のホース・ノズル、簡易な間仕切り、屋外給排水設備、屋外照明

④顧客に対するサービス設備としての性格が強いもの

（例）飲食店、ホテル、百貨店、病院、社員食堂等における厨房設備

(5) 居抜きで購入した店舗等の設備について

居抜き（※）で購入した店舗等の業務用設備、備品等は、償却資産の申告対象となります。なお、営業権等の無形固定資産は償却資産の申告対象ではありません。

※居抜き・・・前の賃借人（テナント）が施した内装や造作・設備などがそのまま残された状態

(6) 店舗・事務所等の賃借人（テナント）（※）が取り付けた内装・造作及び建築設備等について

店舗・事務所等の賃借人（テナント）（※）が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については償却資産の申告対象となり、賃借人（テナント）（※）が申告することとなります（地方税法第343条第10項、町税条例第54条8項）

※賃借人（テナント）・・・家屋所有者以外の方

(7) 家屋として課税されない車庫、物置、倉庫、プレハブ、仮設事務所等について

小規模な車庫、物置、倉庫、プレハブ、仮設事務所等は、家屋として課税されず、償却資産の申告対象となる場合があります。対象区分（家屋又は償却資産）が不明の場合は、芽室町住民税務課資産税係（0155-62-9722）にお問い合わせください。

(8) リース資産等の申告義務者について

①所有権移転外リース

リース期間終了後に資産がリース会社に返還される取引の場合は、リース会社が申告します。

②所有権移転リース

リース期間終了後等に資産の所有権が賃借人に移転する取引の場合は、原則として賃借人が申告します。また、所有権留保付割賦販売契約にかかる資産については、原則として買主に償却資産の申告義務が発生します。

(9) 太陽光発電設備について

事業の用に供することが出来る太陽光発電設備は、設置者や設置方法により、償却資産の申告の対象となります（家屋の屋根材として設置されているものを除きます）。

(10) 美術品等について

税務会計（法人税、所得税）において、平成 27 年 1 月 1 日以後に取得した取得価額が 100 万円未満の美術品等は、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除き、償却資産（固定資産税）の申告対象となります。

(11) 少額資産の償却資産申告について

取得価額が少額の場合は、税務会計（法人税、所得税）における償却方法によって取り扱いが異なります。下の表で○のついている資産は、償却資産（固定資産税）の申告対象になります。

償却の方法 取得価額	個別減価償却 (注 1)	一時損金算入 (注 2)	中小企業特例 (注 3)	3 年一括償却 (注 4)
10 万円未満	○	×	○	×
10 万円以上 20 万円未満	○		○	×
20 万円以上 30 万円未満	○		○	
30 万円以上	○			

(注 1) 個人事業主の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産は全て必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

(注 2) 法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条の規定により、取得価額が 10 万円未満または使用可能期間が 1 年未満の資産を一時に損金（必要な経費）に算入するもの。

(注 3) 租税特別措置法第 28 条の 2 または第 67 条の 5 の規定により、取得価額が 30 万円未満の資産を一時に損金（必要な経費）に算入するもの。ただし、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産。

(注 4) 法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項または所得税法施行令第 139 条第 1 項の規定により、取得価額が 20 万円未満の資産を 3 年間で一括償却するもの。

なお、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項または所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が 20 万円未満の場合は、申告の必要がありません。

(12) 償却資産の申告対象となる特殊自動車について

機械及び装置、車両及び運搬具に分類される特殊自動車で、償却資産の申告対象となるのは、大型特殊自動車です。公道走行の有無にかかわらず、大型特殊自動車に分類される農作業用自動車(トラクタ、自走式コンバイン、自走式スプレーヤー等)は、償却資産の申告対象となります。

なお、軽自動車税の対象となる車両は、軽自動車のナンバー交付が必要となりますので、役場住民税務課住民税係(0155-62-9722)にお問い合わせください。

【車両区分(道路運送車両法)と課税区分】

車両区分	課税区分
普通自動車	自動車税
小型自動車(二輪以外)	
小型自動車(二輪)	軽自動車税 (ナンバー交付)
原動機付自転車	
小型特殊自動車	
大型特殊自動車 ※公道走行の有無は問いません。 ナンバープレートの分類番号 建設機械 0、00~09、000~099 建設機械以外 9、90~99、900~999	固定資産税 (償却資産)

【大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分(道路運送車両法)】

自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車 (償却申告必要)	小型特殊自動車 (償却申告不要)
ショベルローダー、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォークリフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	以下の4項目に一つでも該当するもの 1. 最高速度 15km/h 超 2. 長さ 4.7m 超 3. 幅 1.7m 超 4. 高さ 2.8m 超	以下の4項目をすべて満たすもの 1. 最高速度 15km/h 以下 2. 長さ 4.7m 以下 3. 幅 1.7m 以下 4. 高さ 2.8m 以下
農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、農耕作業用トレーラ(※)及び田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度 35km/h 以上	最高速度 35km/h 未満
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て	-

※法改正に伴い、農耕作業用トレーラは、けん引する農耕トラクタの速度によって「大型特殊自動車(35km/h以上)」と「小型特殊自動車(35km/h未満)」に区分されます。これまで農耕作業用トレーラを申告していた方で、小型特殊自動車区分に変更(軽自動車税のナンバー交付)された方は、申請済みの資産を減少させてください。

(13) 農機具の耐用年数について

構築物（農林業用のもの）は、主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造と、主として金属造とで分かれており、主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のうち果樹棚又はホップ棚は14年、その他のものは17年。主として金属造は14年となっています。また、機械及び装置の農業用設備は7年、林業用設備は5年となっています。

具体例は下記の表のとおりです。

種類	名称	耐用年数	種類	名称	耐用年数	種類	名称	耐用年数
構築物			2	チョッパー	7	2	ブルドーザー	7
1	堆肥場・堆肥舎	17	2	テッダー	7	2	フロントローター	7
1	尿溜	17	2	テラー	7	2	ベルトコンベヤー	7
1	パドック	17	2	デガー	7	2	ベラー	7
1	バンカーサイロ	17	2	電牧機	7	2	ホイルローダー	7
1	ビニールハウス	8	2	トラクタ	7	2	ホッパー	7
1	牧さく（金属製）	14	2	トレンチャー	7	2	ポンプ	7
1	牧さく（木製）	5	2	ハーベスター（けん引式）	7	2	マニュアルスプレッド	7
機械及び装置			2	ハーベスター（自走式）	7	2	モア	7
2	アンローダー	7	2	培土機	7	2	モアコンディショナー	7
2	移植機	7	2	発電機	7	2	融雪剤散布機	7
2	エレベーター	7	2	パワーショベル	7	2	ライムサワー	7
2	乾燥機	7	2	バックホー	7	2	ラッピングマシーン	7
2	カルチペーター	7	2	バルククーラー	7	2	レーキ	7
2	グレンドリル	7	2	バンクリーナー	7	2	ロータリ（カルチ）	7
2	コンバイン	7	2	ハロー	7	車両及び運搬具		
2	コンベア	7	2	バンクリーナー	7	5	フォークリフト	4
2	サブソイラー	7	2	パンブレイカー	7	工具、器具及び備品		
2	ショベルローダー	7	2	ビーンスレッシュャー	7	6	大型コンテナ （長さ6m以上）	7
2	ストーンピッカー	7	2	ビートタッパー	7	6	コンテナ（金属製）	3
2	スノーブロアー	7	2	ビニール巻取機	7	6	パイプ（金属製）	10
2	スプレーヤー（けん引式・マウント式）	7	2	ブロードキャスタ	7	6	パイプ（木製）	5
2	スプレーヤー（自走式）	7	2	プランター	7	6	排土板（金属製）	10
2	洗浄機	7	2	プラウ	7	6	排土板（木製）	5

2. 申告手順・記入方法

(1) 申告書類について

申告書類は「①償却資産申告書」「②種類別明細書」の2種類となっております。次の表の区部により、○のついている書類を提出してください。

なお、償却資産申告書及び種類別明細書は、送付様式に準じていれば独自の様式でも提出可とします。

申告対象者	申告する資産内容		提出する書類		記入するとき注意すること
			①申告書	②明細書	
前年までに申告したことがある方	増加や減少 又は 修正する資産	ある	○	○	種類別明細書(一覧表)に増加資産、減少資産、修正資産を記入
		ない	○		償却資産申告書「18.備考」に変更なしと記入
	廃業、解散、転出		○		償却資産申告書「18.備考」に廃業、解散、転出と記入
	合併、法人化、事業譲渡		○	○	償却資産申告書「18.備考」に、合併・法人化・事業譲渡と記入し、異動先又は新設法人の名称を記入。
初めて申告される方	令和6年1月1日現在芽室町内に所有する資産	ある	○	○	種類別明細書(増加資産・全資産用)に全資産を記入
		ない	○		償却資産申告書「18.備考」に所有する資産なしと記入

(2) 提出期間及び提出先

◆提出期間 令和6年1月4日(木) ～ 令和6年1月31日(水)

◆提出先

芽室町役場 住民税務課 資産税係 TEL 0155-62-9722

〒082-8651 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

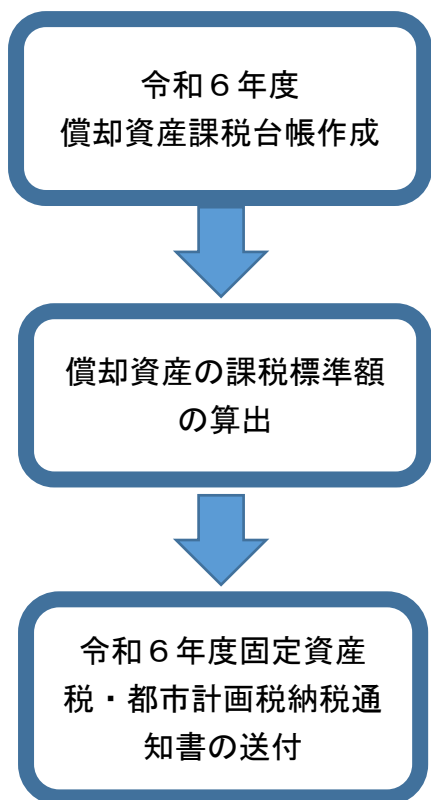
※eLTAXも可能 eLTAX ホームページを参照ください。(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

※郵送も可能 申告書は折りたたんで郵送いただけます。

受付印を押した申告書【控用】の返送をご希望の場合は、必ず返信先を記載した返信用封筒に必要な金額分の切手を貼付のうえ同封くださるようお願いいたします。

なお、マイナンバーが記入された申告書【控用】の返送については、個人情報が含まれていることから配送時の事故防止のため簡易書留をお薦めいたします。封筒表面に「簡易書留」と赤字で記載し、簡易書留料金分を足した額の切手を貼付してください。

(3) 申告から納税通知書の送付まで



提出していただいた申告書をもとに償却資産課税台帳を作成します。申告いただいた内容について不明な点がある場合は、窓口、お電話等で確認させていただきます。

土地、家屋を所有されている場合は、土地、家屋の課税標準額も合計されます。詳しい税額の算出方法については、12ページをご参照ください。

【送付時期】5月中旬を予定しています。

【納期限】5月末、7月末、9月末、11月末（4分割）を予定しています。ただし、固定資産税の年額が4,000円未満のときは、5月末まで一括納付となります。

(4) 税務会計（法人税・所得税）と償却資産（固定資産税）の主な違い

項目	法人税・所得税	固定資産税
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法、定額法 （資産の種類による）	旧定率法 （固定資産評価基準による）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の5%
圧縮記帳（国庫補助金等）	認められる	認められない
特別・割増・即時償却 （租税特別措置法）	認められる	認められない
増加償却	認められる	認められる
中小企業者等の少額資産の 損金算入特例 （租税特別措置法）	認められる	認められない

税務署への申告は、法人税・所得税の算出のために行われるものです。これに対し、償却資産（固定資産税）は1月1日時点で事業の用に供する資産を所有する方に課税することとなっております。それぞれに申告が必要となりますのでご注意ください。また税務会計（法人税・所得税）の申告上、未償却残高（期末残高）が1円となった資産でも、その資産を事業の用に供している限り、芽室町への申告は必要となります。

償却資産申告書の記載方法

《1 住所・2 氏名》

所在地はできるだけ詳しく記載してください。
(ビル名等)
氏名にはフリガナをふってください。
氏名欄には押印をお願いします。

《3 個人番号又は法人番号》

マイナンバー法による番号を記載してください。
《4 事業種目》
事業内容を記載してください。
(〇〇製造業、農業等)

《5 事業開始年月》

事業を開始した年月を記載してください。

《6 この申告に回答する者の係及び氏名》

申告書の問い合わせ先について担当部署、担当者、電話番号を記載してください。
問い合わせ先が税理士等の場合は、7と同様に記載してください。
《7 税理士等の氏名》
税理士等が関与している場合は記載してください。

《8～14 短縮耐用年数等の承認等》

各項目について、該当する方に○を付けてください。

《15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地》

償却資産の所在地を記載してください。

《16 借用資産》

借用資産の有無について、該当する方に○を付けてください。
借用資産がある場合は、貸主の氏名、住所、電話番号を記載してください。

《17 事業所用家屋の所有区分》

該当する方に○を付けてください。

《18 備考(添付書類等)》

次のア～エのようないし事項を記載してください。
ア 課税標準の特例が適用される資産、非課税資産又は耐用年数の短縮等を適用した資産を所有している場合は、その届出書等(添付書類)の名称
イ 償却資産を共有している場合は、所有者全員の住所、氏名
ウ 償却資産を所有していない場合は「申告資産なし」と記載
エ その他必要な事項

令和 年度 償却資産申告書

受付印 年 月 日 芽室町長 殿

1 住所 又は納税通知書送付先	3 個人番号又は法人番号	4 事業種目 (専ら事業の目的)	5 事業開始年月 (この申告に回答する者の所属の氏名)	6 この申告に回答する者の代表者及び代表者の氏名	7 税理士等の氏名
2 氏名 法人にあっては、法人の代表者及び代表者の氏名	8 短縮耐用年数の承認 有・無	9 増加償却の届出 有・無	10 非課税該当資産 有・無	11 課税標準の特例 有・無	12 特別償却又は圧縮配賦 有・無
	13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法 有・無	14 青色申告 有・無	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地		

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)		前年中に減少したもの(ロ)		前年中に取得したもの(ハ)		計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	
	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円
1 構築物								
2 機械及び装置								
3 船舶								
4 航空機								
5 車両及び運搬具								
6 工具器具及び備品								
7 合計								

資産の種類	※ 評価額(ホ)		※ 決定価格(ヘ)		※ 課税標準額(ト)	
	千円	百円	千円	百円	千円	百円
1 構築物						
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具器具及び備品						
7 合計						

16 借用資産 (有・無) 貸主の名称等

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等)

種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載方法

◎明細書の記載に替えて、確定申告に使用する減価償却費の計算書を添付していただいた也由るしいです。

《資産の種類》
本書の左下に表示している区分から選んで記載してください。

《取得価格》
資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額を記載してください。なお、圧縮記帳はできませんので、補助金などで購入された場合は、その金額も含めて記載してください。

《耐用年数》
所得税又は法人税の申告で適用している年数を記載してください。

《増加事由》
本書の下部に表示している区分に該当する番号を○で囲んでください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)

※ 所有者コード	所有者氏名	取得年月		取得価額 千円	減価償却資産 千円	課税標準額 千円	備考
		年	月				
01					0.		
02					0.		
03					0.		
04					0.		
05					0.		
06					0.		
07					0.		
08					0.		
09					0.		
10					0.		
11					0.		
12					0.		
13					0.		
14					0.		
15					0.		
小計							

※ 資産の種類

番号	種類区分	品別	種類区分
1	構築物	4	航空機
2	機械及び装置	5	車両及び運搬具
3	船舶	6	工具、器具及び備品

(資産の種類欄には、下記の区分番号を記入してください。)

《概要》
次のア～エのような事項を記載してください。
ア 課税標準の特例又は非課税が適用される資産の場合はその適用条項(例:349の3⑥)
イ 耐用年数の短縮を適用している場合はその旨の表示(例:短縮8→5)
ウ H20の耐用年数省令の改正により、耐用年数が変更になった償却資産を記載する場合は、旧耐用年数を記載。(H20以前取得の償却資産が対象)(例:旧8年)
エ その他必要な事項

※印の部分
記載する必要はありません。

(7) 提出にあたって留意事項

◆申告書と種類別明細書を提出してください。(内容確認して下さい)

◆変更がない場合は、申告書備考欄に「変更なし」と記入し申告書のみ提出願います。

◆増加資産は、種類別明細書の余白行に記入してください。

(資産の種類、資産の名称、数量、取得年月(年号欄については、昭和：3、平成：4、令和：5の該当する番号を記入する)、取得価額、耐用年数を記入してください。)

◆減少資産は、種類別明細書に記載されている該当資産を赤線で消してください。

(一部減少の場合は、減少後の数量・取得価額を上段に記入してください。)

◆増加・減少は令和6年1月1日現在の状況で記入してください。

◆補助金(国・道・市町村等)を受けている場合、補助金は取得価額に含めてください。

◆自走式の農業用薬剤散布車や刈取脱穀作業車の一部には、軽自動車税の扱いにできるものがあります。また、新たにけん引される農作業機も加わりました。

◆非課税や特例等の該当資産は、種類別明細書の摘要欄にその旨を記載し、別途内容が分かる書類を提出してください。

◆償却資産申告書及び種類別明細書は、送付様式に準じていれば独自の様式でも提出可とします。

◆パソコンで償却資産の申告を!

地方税電子申告(eLTAX)で償却資産を申告することができます。手続きは下記サイトからとなりますので、ご活用ください。

(eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>)

◆原則として、前年に申告した方に事前の申込通知や申告書をお送りしております。なお、電子申告等の導入により、事前の申告通知や申告書の送付を必要としない場合は、お知らせいただきますようお願いいたします。

3. 固定資産税（償却資産）の税額算出について

（1）評価額

償却資産の取得時期、取得価額、耐用年数により、次のとおり算出します。ただし、評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

前年中に取得した資産の評価額 （第1年度）	取得価額 × (1 - 耐用年数に応ずる原価率 (r) / 2)
前年前に取得した資産の評価額 （第2年度目以降）	前年度の評価額 × (1 - 耐用年数に応ずる原価率 (r))

（参考）減価率表の抜粋（旧定率法、（法人税、所得税）の償却率に同じ）

耐用年数	減価率 (r)	耐用年数	減価率 (r)	耐用年数	減価率 (r)	耐用年数	減価率 (r)
2	0.684	8	0.250	14	0.152	20	0.109
3	0.536	9	0.226	15	0.142	21	0.104
4	0.438	10	0.206	16	0.134	22	0.099
5	0.369	11	0.189	17	0.127	23	0.095
6	0.319	12	0.175	18	0.120	24	0.092
7	0.280	13	0.162	19	0.114	25	0.088

（2）課税標準額

評価額が課税標準額となります。なお、課税標準額の特例が適用となる資産については、評価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

評価額 = 決定価格 = 課税標準額（課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合）

（3）免税点

所有している償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、償却資産に対する課税はされません。 ※免税点未満であっても償却資産の申告は必要です。

（4）税額

課税標準額の合計(1,000円未満切り捨て) ※ × 税率(1.4%) = 税額(100円未満切り捨て)

※土地、家屋を所有されている場合は、土地、家屋の課税標準額も合計されます。

（5）過年度分の税額について

申告内容の修正や資産の申告漏れがある場合、税額は資産取得の翌年度まで遡って過年度分の税額を賦課決定することになります（地方税法第17条の5第5項、第6項）。申告後、決算処理等により申告漏れの資産等が判明した場合は、追加、修正申告をしてください。

過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期（4分割）とは異なり、納期は1回となります。

(6) 課税標準額の特例

一定の要件を満たす償却資産は、固定資産税が軽減されます。

特例対象資産を申告する場合は、対象資産であることを証明する書類を添付の上、種類別明細書(全資産用)の摘要欄に特例対象であることを記入してください。

◆特例対象償却資産の例(下記以外の特例対象資産については、別途ご確認ください。)

【中小企業等経営強化法に基づく支援】

中小企業者等が先端設備導入計画に基づき新たに取得した設備で、要件を全て満たしたものについて、固定資産税が軽減されます(計画の内容によって軽減率が変わります。詳しくは、下記窓口(芽室町商工労政課工業労政係)までご連絡ください。)。申告時に次の書類を添付してください。

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ②先端設備等導入計画認定書の写し
- ③工業会等が発行する生産性向上要件証明書の写し

なお、先端設備導入計画については、芽室町商工労政課工業労政係(0155-66-5964)が窓口となっております。芽室町のホームページで制度の概要や対象要件なども紹介しておりますので、ご確認ください。

ご注意ください

- ・申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかった場合は、過料が科されることがあります(地方税法第386条、芽室町税条例第75条)。
- ・申告すべき事項について虚偽の申告した場合は、懲役または罰金に処されることがあります(地方税法第385条)。
- ・申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づき、実地調査を行っております。その際には、国税申告書の添付書類等の提出依頼や、内容の照合確認をさせていただくことがありますので、対象となられた方はご協力をお願いいたします。
- ・申告の内容や実施調査の結果により、その年度だけでなく過去に遡って課税されることがありますのであらかじめご了承ください。

4. その他

(1) マイナンバー（個人番号）に関する番号確認及び身元確認

個人事業主の方に記載いただいたマイナンバー（個人番号）については、マイナンバー法に定める番号確認、身元確認（代理人が提出する場合は、併せて代理権確認）を行いますので、次の資料を提示してください（郵送の場合は資料のコピーを添付、返送はいたしません。）

なお、マイナンバーの記載がない、番号確認、身元確認、代理権確認ができない場合でも申告は有効なものとして受理いたします。

①本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	マイナンバーカード（※1） 通知カード（※2） 住民票（マイナンバーが記載されたもの） 等のいずれか1点	マイナンバーカード（※1） 運転免許証 プレ印字された申告書（※3） 等のいずれか1点
電子申告（eLTAX）	電子証明書等により確認するため、確認資料は不要です。	

②代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理権確認資料	代理人の身元確認資料
窓口・郵送	本人のマイナンバーカード（※1） 本人の通知カード（※2） 本人の住民票（マイナンバーが記載されたもの） 等のいずれか1点	税務代理権限証書 委任状 プレ印字された申告書（※3） 等のいずれか1点	代理人の運転免許証 代理人のマイナンバーカード（※1） 代理人の税理士証票 等のいずれか1点
電子申告（eLTAX）	電子証明書等により確認するため、確認資料は不要です。		

（※1）本人の申請により交付される顔写真付きのカード

（※2）本人にマイナンバーを通知するために市区町村より送付された通知カード（令和2年5月26日以降住民票の氏名や住所等に変更がない方）

（※3）当町が事業主及び償却資産の情報を事前に印字した償却資産申告書